

No.1 ○豊明市議会定例会3月定例会議会会議録(第6号)

平成25年3月18日

1. 出席議員

1番 川上 裕 議員	2番 毛 受 明 宏 議員
3番 近 藤 千 鶴 議員	4番 近 藤 善 人 議員
5番 近 藤 恵 子 議員	6番 藤 江 真 理 子 議員
7番 近 藤 郁 子 議員	8番 三 浦 桂 司 議員
9番 一 色 美 智 子 議員	10番 杉 浦 光 男 議員
11番 早 川 直 彦 議員	12番 山 盛 左 千 江 議員
13番 平 野 龍 司 議員	14番 平 野 敬 祐 議員
15番 村 山 金 敏 議員	16番 伊 藤 清 議員
17番 月 岡 修 一 議員	18番 堀 田 勝 司 議員
19番 前 山 美 恵 子 議員	20番 安 井 明 議員

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	成 田 宏 君	議事課長	松 林 淳 君
議事課長補佐	石 川 晃 二 君	議事担当係長	馬 場 秀 樹 君
兼庶務担当係長			

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	石 川 英 明 君	副 市 長	小 浮 正 典 君
教 育 長	市 野 光 信 君	参事兼 市民生活部長兼 健康福祉部長	神 谷 巳 代 志 君
行政経営部長	伏 屋 一 幸 君	経済建設部長	横 山 孝 三 君
消防長	成 田 泰 彦 君	教育部長	津 田 潔 君
秘書政策課長	鈴 木 美 智 雄 君	財政課長	吉 井 徹 也 君
総務防災課長	相 羽 喜 次 君	高齢者福祉課長	原 田 一 也 君
医療健康課長	加 藤 賢 司 君	都市計画課長	野 村 芳 明 君
環境課長	土 屋 正 典 君	会計管理者 兼出納室長	深 谷 義 己 君

監査委員事務局長 前田 鑛 君

5. 議事日程

- (1) 伊藤 清議員に対する処分要求の件について

6. 本日の会議に付した案件

- (1) 伊藤 清議員に対する処分要求の件について
- (2) 動議第1号 豊明市議会議員政治倫理調査特別委員会の設置及び議会閉会中の継続審査について
- (3) 豊明市議会議員政治倫理調査特別委員会の委員の選任
- (4) 決議案第3号 山盛左千江議員に対する問責決議
- (5) 議案第1号 平成25年度豊明市一般会計予算の撤回の件

午前10時開議

No.2 ○議長(安井 明議員)

皆さんおはようございます。

本日、緊急に会議を開催したところ、定刻にご参集をいただきありがとうございます。

ただいまの出席議員 20 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事運営につきましては、あらかじめ議会運営委員会で日程等のご協議をいただいておりますので、その結果を委員長より報告願います。

毛受明宏議会運営委員長。

No.3 ○議会運営委員長(毛受明宏議員)

皆さんおはようございます。

議長よりご指名がありましたので、議会運営委員会の審査結果についてご報告を申し上げます。

3月8日付にて伊藤 清議員に対する処分要求が議長に提出されましたので、その取り扱いについて、去る3月11日及び3月15日に委員会を開催し、協議をいたしました。

その結果、本日、会議を開催して、本日の議事日程とし、要求理由の説明の後、質疑を行い、一身上の弁明の申し出があった場合は弁明を行い、その後、懲罰特別委員会を設置して、これを付託し、本会議休憩中に委員会を開催することといたしました。

委員会終了後は本会議を再開し、委員長報告・同質疑・討論・採決とすることといたしました。

なお、平成25年度当初予算に関する議案第1号から議案第9号に対する討論の通告は、予算特別委員会の終了後まで延長いたしましたので、お間違えのないようにご留意を

願います。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.4 ○議長(安井 明議員)

ご苦労さまでした。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表に従い会議を進めます。

日程1、伊藤 清議員に対する処分要求の件についてを議題といたします。

伊藤 清議員は、地方自治法第 117 条の規定により除斥の対象となりますので、退席をお願いいたします。

(16番 伊藤 清議員退室)

No.5 ○議長(安井 明議員)

山盛左千江議員より、地方自治法第 133 条の規定により、伊藤清議員に対する処分の要求が提出されております。

この際、要求議員である山盛左千江議員より、登壇にて要求理由の説明を願います。

No.6 ○12番(山盛左千江議員)

ただいま、議題となりました伊藤 清議員に対する処分要求の件について、趣旨説明をいたします。

処分要求書提出に当たりましては、安井 明議長並びに議会事務局の皆様には、発言の確認作業等のご協力を賜り、まずもって感謝申し上げます。

では、説明に入ります。

伊藤 清議員は、平成 25 年3月6日の本会議場において、百条調査事項の追加に関する議決の討論で、その議決事項、政務調査費の返還命令の取り扱いに関しての市長の職員への指示についてを逸脱し、私たちが市長に提出した要望書に言及しました。

伊藤議員は誤った認識で、「便宜供与を依頼した」、「暴挙に出た」を各1回、「とんでもないむちゃくちゃな要求」を2回、「議員の不当な要求」を3回繰り返し、会議録が残される本会議場で、傍聴者の前で私を侮辱、罵倒しました。

伊藤議員は、私たちが市長に政務調査費の返還期限の延長を要求し、その回答を、要求書を提出したその日に文書で提出するよう求めた。しかも、法令に基づき決定された返還命令を、法令に基づく不服申立てという手段をとらず、期限延長を依頼したことは、便宜供与、不当な要求であると議場で発言しました。

伊藤議員は討論で、こうした内容に終始し、討論にかこつけ、公然と人をおとしめ、批判の対象にしたことは許しがたい行為であり、侮辱以外の何物でもありません。

誤った認識は3点で、1つ、市長への要望を全く理解していない、2つ、本返還命令や不服申立てに関する法解釈の誤り、3、さらに要望したその日に文書で回答を求めたという誤った認識です。

地方自治法第133条 侮辱に対する処分要求は、主観的な判断に基づいて侮辱を受けたと感じる限り行うことができ、いじめやセクハラと同様であることは申し上げるまでもありません。

理由のいかんによらず、議員たる者が議会において他の議員を侮辱することを厳しく規定しているところです。本件は、これをもって処分されるべきと考えます。

処分要求は権利であり、その行使ではありませんが、言論の府、表現の自由を思えば、むやみに133条違反を訴えることは慎むべきとの考えは持っておりますが、伊藤議員の討論は明らかに事実でないことを根拠に展開されており、大きな問題があるので処分を求めるものです。

その他の侮辱に当たる部分については、懲罰委員会で説明したいと思えます。

趣旨説明はこれで足りるとは思いますが、当時、議場に見えなかった方々は、事情がわからないと思えますので、参考に補足説明いたします。

まず、経緯からご説明します。

昨年10月23日、私たちの政務調査費の旅費に関する住民監査請求が受理され、同年12月6日に代表監査委員より返還を命じるよう市長に勧告されました。

私たちは市長の返還命令に従い、期日内に納付を済ませました。

本件については、監査請求受理の記者会見から監査結果まで、その手続並びに内容に多くの問題がありました。

請求していない、支給も受けていない日当に、監査が返還勧告を出していたこと。

監査事務局が事実と反する記者会見を行ったこと。

代表監査委員や監査事務局しか知り得ない情報を、公開前に一部議員が知っていたことなどです。

私たちは調査、確認を行い、同年12月28日に監査委員に6項目に及ぶ抗議文と要望書を提出しました。

抗議文の文末で、私たちは視察について過去のも見直し、日当も含め全額返還を議長に申し出たところであり、決して返還を拒むものではありませんが、本監査結果には手続的にも、内容的にも違法、不当があり、受け入れがたいとの見解を持っていることを申し添えますとしました。

要望書は、住民監査請求に含まれていない日当の返還が追加されながら、その根拠も理由も全く記載されていなかったもので、説明責任を果たされるよう求めたもので、返還期限である1月8日までに文書にて提出されるよう要望しました。

同日28日に、秘書政策課窓口により、その旨を通知する文書とともに2つの書類も添付し、市長に提出しました。

返還期限が迫っても、監査から一切連絡がなく、いたたまれず返還期限の前日に当たる7日に監査事務局に問い合わせたところ、本日7日付で要望書は不受理とし返送したと、抗議や要望は市長にするよう告げられました。

私たちはそれに従い、翌日8日、市長に監査の違法、不当について、その調査、確認、適切な処理を求め、要望書を提出しました。

なお、政務調査費の訂正返還は、11月6日、同月12日、12月3日の3回にわたり、議長に申し出ました。

政務調査費は市長が議会の会派に交付した補助金であり、条例上、議長に返還を拒む権限はありませんが、受け入れられず、自主返還の道を閉ざされ、命令により納付しました。

これが、これまでの経緯です。

続いて、冒頭申し上げました誤った認識について述べます。

1つ、市長への要望を全く理解していない点について。

私たちは、11月28日と1月8日の二度、市長に監査の違法、不当について、その調査、確認、適正な処理を求めたことは、先ほど述べました。

代表監査委員については、地方自治法第198条の3、監査委員の公平不偏と守秘義務違反、個人情報保護条例違反、監査事務局員については、地方公務員法第34条 守秘義務違反と個人情報保護条例違反の疑いです。

調査、確認の上、その事実が認められた場合には、それぞれの規定により処理されるよう求めました。

監査に対し、別機関の市長がどこまで、何ができるのかという問題はありませんが、副市長が3月議会で答弁されたように、専任者の責任を果たす上で、事実確認はしかるべきと捉えており、要望したものです。

また、以上のことは、先ほど述べましたとおり、監査の指示を受け行ったことであります。

要望内容を確認もせず、あるいは知りながら、便宜供与、不当な要求などと人を傷つけたことに猛省と謝罪を求めます。

2つ目、法解釈を誤った点について。

市長への要望に、「尚、期日の延長が可能であれば、合わせてお願いします」としました。

本件は前代未聞ともいえる監査の違法や不当のもとに、監査結果が下され、市長はその事実を知らず、監査命令を行うという異例中の異例でありました。

調査、確認までの間、納付延長の例外規定があれば、可能であれば、とお願いしたところ、例外はないとのことで、期日内に納付を済ませました。

これのどこが暴挙でしょうか。

また、伊藤議員は法令に基づき決定された返還命令であるから、法令に基づく不服申立てという手段をとるべきだと論じましたが、これは明らかな法解釈の間違いです。

本条例は、補助金交付規則に基づく返還命令で、行政手続条例に基づく不利益処分ではありません。

補助金については、行政手続条例の適用除外とされ、不服申立ての規定はないのです。

歪曲した法解釈でできないことをしなかったと責め立てられた思いです。法を引用し、聞く人に違法と誤解させる行為は悪質であり、厳正な処分を求めます。

3つ目、要望したその日に、文書で回答を求めたとの誤った認識について。

伊藤議員は、1月27日発行の私たちの会報で、市長への要望提出を知り、公開請求したと発言しましたが、これは虚偽です。

なぜなら、会報に書いたのは、「12月28日監査委員に抗議文を提出」とだけで、伊藤議員が読み上げた市長への要望書のことは、どこにも書いてないからです。

仮に、どこからか耳にして知った、そう主張したとしても、要望したその日に、市長に文書で回答せよと要求したと断言したこと自体、整合せず、不当な要求を仕立て上げるための偽りです。

伊藤議員が読み上げた要望書には、下記のように監査委員に抗議及び要望したとあり、記の最後に、その要望がそのまま転記されています。読めばわかることです。

文書による回答期限は監査委員へのものであり、市長に対するものでないことは明らかです。

会報で、12月28日に監査に抗議文を提出したことを知っているのですから、侮辱が単純なミスによるものとは私は捉えることはできません。

伊藤議員は、事の全容を知ろうとせず、事実を曲解し、便宜供与を依頼した議員の不当な要求と幾度も繰り返し、私たちの違法を演出しました。

要望とは物事の実現を望むこと、要求は当然の権利として強く求めること、要望を要求とすりかえることに悪意さえ感じます。

以上の点から、伊藤議員の発言は故意であったとっていますが、仮にそうでなかったとしても、確認を怠り、わずかな情報のみで討論にかこつけ、公然と人をおとしめ、批判の対象にしたことは許しがたい行為であり、その責任は免れません。

伊藤議員のこうした言動は、今議会二度にわたります。

2月28日の代表質問でも、利益供与、利得を得る、便宜供与、不当な要求などなど、あたかも私たちが市長と癒着し、さも旅費の返還を免れ、利益を得ようと企てたかのような発言を行い、その数は私のメモだけでも十数回に及びました。個人攻撃以外の何物でもありません。

この行為は議場にいた人、さらには動画や会議録がネット公開されれば、全国に私があたかも犯罪行為をしたかのような印象を与えかねず、政治生命をも脅かすものです。

伊藤議員の私を敵視した批判的、威圧的、暴力的な言動は日常化しており、今回に至っては一度ならず、耐えがたい苦痛を負わされました。

政敵に対する攻撃そのものであり、議会を私物化した行為も大きな問題です。

地方自治法第 133 条の規定により、伊藤 清議員の侮辱に対し処分要求をするとともに、討論のみならず、代表質問の会議録削除も合わせて求めるものです。

なお、侮辱に対する処分要求は、自治法 135 条の2項の規定によらないことから、懲罰委員会の設置なく処分されると誤解しておりましたので、この場をおかりして、この点については訂正させていただきます。

会議録については、議長のお取り計らいをよろしく願いいたします。

以上をもちまして、壇上での趣旨説明を終わります。

No.7 ○議長(安井 明議員)

ご苦労さまでした。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.8 ○19番(前山美恵子議員)

すみません、1点だけ、お聞かせをいただきたいと思います。

3月6日の本会議でこの発言があった。で、処分要求書を出されたのが3月8日ですが、その間、1日ございます。

このような本会議で処分要求、懲罰委員会を開くまでになりましたけれども、回避させるというか、これだけ大勢の人が本会議に集まらなければならない、こういう忙しい中で、これに時間を割かれるわけですけれども、回避をされるという努力は、この1日の間でどのようにされたのか、お聞かせをいただきたいと思います。

No.9 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

山盛左千江議員。

No.10 ○12番(山盛左千江議員)

この処分要求の内容とは直接関係しておりませんが、まあ質問でありますので、答えさせていただきます。

私は3月6日に、本会議場において議長に議事録の精査をお願いいたしました。

それをもとにして、大急ぎでテープ起こしをしていただきまして、3月8日の予算委員会、まあ長引きましたが、予算委員会の後に初めてその文章を目にすることになりました。

処分要求の提出は3月8日、伊藤議員の発言を確認したのは3月8日であります。

前山議員がおっしゃることを行うような時間的余裕はありませんし、侮辱に対するの処分は権利でありますので、そのまま行使させていただきました。

以上です。

No.11 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

近藤恵子議員。

No.12 ○5番(近藤恵子議員)

先ほどありました中で、行政手続条例の適用除外というものについて、もう少し詳しく説明してください。

No.13 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

山盛左千江議員。

No.14 ○12番(山盛左千江議員)

行政手続条例は、行政手続法に基づき設置されているものであります。

行政手続条例というものは、もともと公権力、処分であったり、命令であったり、そういったものを下される相手側、まあ今回でいえば私であります、その者の権利、保護を目的とした条例、法律であります。

で、公権力を行使するに当たっては、その処分の元法といいますか、根拠となる法律や処分の理由を明確にしなければならないというふうに目的でも書いております。

さらに、行政手続法並びに条例の中では、聴聞や弁明、不服の申立てが認められております。

先ほど、壇上で申し上げましたとおり、行政手続条例の第3条の2に適用除外というものがありまして、市が市以外の者に対して交付する補助金、負担金、利子補給等、いろいろあるんですが、こういったものに係る処分については、これを適用しないという条項がありまして、補助金については外されています。

これにより、では、その行政手続条例によらなければ、どのように返還処分をしていくのかということではありますが、除外されたものの処分の手続は、今回でいえば補助金交付規則の中に置いて整備していくことになっているそうです。

ただし、この補助金の性質上、そういった例えば今申し上げました聴聞であったり、弁明の機会の付与であったり、不服申立ての規定などが設けてないという現状があります。

改めてお知らせしておきますが、行政手続条例の目的は、処分や命令をするに当たり、

行政運営における公正の確保と透明性、ここでいう透明性とは、行政上の意思決定について、その内容及び過程が明らかであるということと記されています。

その向上を図り、もって市民の権利、利益の保護に資するとされており、その根拠は憲法第13条、いわゆる幸福追求権、さらに第31条 公権力が恣意的に行使されるのを防止するための手続的制約を課すという、この2つの憲法を元法としております。

補助金交付によって返還命令が出され、それは簡易なものであったと、簡易な処分であったというふうに理解をしております。

しかし、行政処分であったことには変わりがないので、私たちはそれを真摯に受けとめておりますし、私たちが要望したことを便宜供与、不当な要求とのしられたことは、人権じゅうりんであり、耐えがたい侮辱であったというふうに、ここで改めて申し上げておきたいと思っております。

以上です。

No.15 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

(発言する者なし)

No.16 ○議長(安井 明議員)

これにて、質疑を終わります。

お諮りいたします。伊藤 清議員から、本件について一身上の弁明をしたい旨の申し出がありましたので、この際、これを許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.17 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、伊藤 清議員から本件について一身上の弁明を許可することに決しました。

伊藤 清議員の入室を許可いたします。

(16番 伊藤 清議員入室)

No.18 ○議長(安井 明議員)

ただいま、伊藤 清議員の一身上の弁明が許可されました。

伊藤 清議員、登壇にて弁明を許可いたします。

No.19 ○16番(伊藤 清議員)

それでは、まずもって議会のご同意をいただきまして、こうした発言の機会をいただけま

したことに感謝を申し上げます。

まず、冒頭に申し上げておきます。

返還命令ということに関しましては、当局のほう、もしあれでしたら、また委員会の中で確認をさせていただきますけれども、明らかに行政処分、そこに対して異議がある場合には、行政不服審査法に基づく不服申立て、この手段以外はありません。

さらに申し上げます。

監査に対してですね、もし違法だと、不当だということであるならば、それについても監査の結果に対しては要望ということではなく、行政不服審査法に基づく不服申立てという手段しかございません。冒頭に申し上げておきます。

まずもって、こうした処分要求ということを受けまして、1月8日、市長室で、密室の市長室で何が起きていたのか。返還命令という行政処分に対し、冒頭に申し上げました法令等に基づく不服申立てという正規の手続をとることなく、今回のような要望書が提出された。

さらには、法令に基づく法的な根拠のある返還命令に対し、期限を延長してほしいというような要求の実態について、一般質問のみならず、再び、この壇上で明らかにできる機会をいただけたということについては、大変ありがたく思うものであります。

まず、中身に入ってまいります。

資料No.4ですかね、お手元に配付をしました1月8日付の「監査の手続き並びにその結果に対する要望書」をごらんいただきたいと思います。

これは要望書でございます。何らかの要望をいたしたものであります。

じゃ、具体的に何を要望しているのか、これは見ていただければおわかりかと思いますが、1枚目、2枚目、3枚目と読み進んでいただきますと、3番目の後段でようやく「要望」という項目が出てまいります。

括弧書きで要望と記してありますけれども、ここを要望をしておるということは、明らかであります。

1月8日付の市長に対する要望書、3枚目の要望、「平成24年12月6日付けで公表された住民監査請求の結果について、以下の事項を要望します。

監査結果において、公共交通機関による交通費に加え日当の返還が勧告されていますが、その理由が記載されておらず、監査委員の説明責任が果たされているとは言えませんので、その根拠・理由を文書により回答されますよう要望致します。

尚、回答は返還期限の平成25年1月8日までにご提出いただけますよう、よろしくお願いいたします。」とあります。

交通費と日当の返還について、その根拠・理由を文書で回答するよう市長に求めていることは、これは明らかでありますけれども、冒頭申し上げました、もし万が一、この監査結果に対して納得ができない、このような根拠・理由を文書により回答されたいということであるならば、行政不服審査法に基づく不服申立てしかあり得ないわけでありまして。それを市長室で市長に要望する。

幸いなことに、市長がそれを受けて、監査を呼んだということがなかった。それは市長が法令を理解をしてみえたからだとは思いますが、そこは救いではありますが、要望をすること自体が、非常に議員の側として問題であろうというふうに考えております。

1月8日に市長に宛てた文書、1枚目に戻っていただければわかりいただけると思いますが、個人で出したものではございません。

豊明市議会議員 山盛左千江、同 早川直彦、同 近藤恵子と、3名の議員の連署であります。

私の発言は事実に基づく客観的な証拠、こうした要望書に基づく発言であります。事実に基づく発言が、個人の侮辱に当たるという発想が私には到底理解ができません。

1枚目に戻っていただいて、この要望書、そのタイトルに続いて、このように書いてあります。

『この度、「市政改革の会」「絆」の政務調査費による伊賀市視察の交通費に対し監査結果が出されました。その監査の手続き並びに内容について監査委員に下記のように抗議及び要望をしたところ、7日付けで書類が返送されました。』とあります。

この書類が返送されたこと、これは誰に言っているんでしょうか。

一目瞭然です。市長に宛てた文書でありますので、市長に対し、監査に抗議及び要望をしましたが、書類が返されてしまいましたということをおっしゃるわけですが、これは明らかです。

続けて、こう書いてあります。

「監査事務局長の理由は、すでに市長に勧告をしたので、抗議等は市長にしてくださいとのことでしたので、以下の点についてご確認の上、適切な処理をされるよう要望いたします。」と書かれております。

以下の点について、以下の点は何か。

この1ページ目中段にあります「記」以降のことであることは、明らかであります。

何を要望しているのか、冒頭にも申し上げましたが、3枚目後段の要望にあることは、これは明らかであります。議論の余地はないと私は考えております。

1ページ目から順番に見ていただきますと、黒四角で分類されておりますけれども、まず1ページ目で「監査の手続きについて」、まあいろいろと述べられております。

2ページ目で、「不正確な監査内容と結果」について述べられております。

そして、それを受けて3枚目後段の「要望」であることは、明らかではないですか。

これは要望書なんです。何を要望しているんですか。3枚目の要望であることは、明らかであります。

1ページ目に戻っていただきます。

先ほどの文章に続いて、こう書いてあります。

「尚、本件についてのご報告いただきたく加えて要望いたします。返還期限が差し迫って

おりますので、期日延長が可能であれば合わせてお願いいたします。」。

まず、当局にあつては、本件についてのご報告ということを求められておりますけれども、この報告義務は一切ありません。当然であります。

これは、正規な法令に基づく要望ではありませんので、報告義務は当然ないわけですが、現実には、この期日延長等について、担当の部長、課長が実際に、業務時間中に県に問い合わせたりだとかといったような作業が発生をしております。

このことが、果たして市民の利益、福祉の向上につながるのでしょうか。業務時間中に間違いなく、この3名の要望を受けて、その半日か何日か、どの程度の時間かわかりませんが、市民のためにならない仕事をしたということは、これは厳然たる事実であります。

期日延長の件に関して申し上げますけれども、この返還期限、代表質問の中でも明らかになっておりますけれども、地方自治法の施行令第173条の2を根拠とする規則によるもの、すなわち法令に基づくものであること、これは明らかであります。

先ほどの提案説明では、不服申立て云々は違うというお話でしたが、これは全然、事実誤認であります。後から委員会で答弁をいただきたいと思っております。

(発言する者あり)

No.20 ○議長(安井 明議員)

近藤恵子議員に申し上げます。

静粛にしてください。

No.21 ○16番(伊藤 清議員)

期日延長が可能だとするならば、それは法令に違反することを承知して延長するしかありません。

1期の議員ならいざ知らず、4期の議員がこれを知らずに「期日延長が可能であれば」と、そんなことは私はあり得ないと思っております。

仮に、知らずに要望をしたとしても、この要求が正当だということは、とても申し上げることができません。

例えばですけれども、車を運転していました。まあ軽微な違反で検挙されたと、道交法を知らませんでしたと、そんな話が通りますか。そういうことと同じだと思います。

ちょっと視点を変えまして、この処分要求書をごらんいただきたいと思っておりますけれども、2でこう書いてあります。

1月の8日に出示された要望書、「1月8日中に文書で回答せよ」と、「誤った認識で」とおっしゃっておりますけれども、今のこの要望書を見ていただければ、明らかであると思っております。

暴挙に出て、とんでもない、むちゃくちゃな要求と、不当な要求ということを繰り返し発言したと、これが侮辱であるということでもありますけれども、事実を余り矮小化されては困るといふふうに思います。

私は、間違いなく申し上げれる。返還命令ということに対しては行政処分であります。不服申立てをしていただきたい。監査結果について不服があるならば、不服申立てをしていただきたい。

先ほども申しましたこの返還命令につきましては、返還期限は法令に基づくものなんです。期日延長なんていうことは、法令上は不可能なんですよ。にもかかわらず、「期日延長が可能であれば」ということでおっしゃっておる、これが私は不当だと申し上げておるわけです。

先ほど、車の運転の話をさせていただきました。この要求が不当でないとするならばということで、例えさせていただきますが、軽微な違反で、はい、検挙されましたと。そうしますと、交通反則通告制度というものがありますけれども、交通違反の告知書ですね、俗にいう青切符ですけれども、青切符が交付される。そこで反則金納付の手続が通知をされるということになります。

この反則金についても、これは罰金ではございません。反則金であります、あくまでも。これは今回の返還命令と同じで、行政処分の一種です。行政処分です。

この反則金という行政処分の場合、その権限は、この愛知県でいきますと愛知県警本部長にあります。

一般の方が、例えばこの青切符を切られたと、軽微な交通違反で検挙をされた、青切符を切られた。反則金の納付期限を延ばしてくれとあって、県警本部長に面会を求めますか。

まあ求めないですね。まず求めないし、仮に県警本部に行ったとしても、まあ門前払いをされると思いますよ。

建物の入口で警戒中のおまわりさんに、「不満があつたら、納得できぬなら裁判で争ってください」と言われて、おしまいですよ。

ところが一般市民でなく、例えば県議会議員がこうした行為をしたらどうなるか。

警察行政につきましては、例えば愛知県議会でございますと、警察委員会というものがございます。つまり警察行政については、県議会は監視、チェックする権限を持ち合わせておるわけでありまして。

一般市民が本部長に例えば頼もうと思っても相手にされません。門前払いされます。

ところが県会議員、警察行政に権限を行使し得る立場にある県会議員が、期限を延ばしてほしいと、そんなことを依頼すれば、これは重大な職権乱用になりますし、過去にも違反のもみ消しというようなことを、県会が依頼をして問題になったということは、多々ございます。

行政の一機関である警察、そこに影響力、まあ権限を行使できる、権限を持ち合わせた

県会議員、それと今回の件、執行機関の長である市長、それを監視、チェックする権限を持ち合わせた市会議員というのは、この相関関係というのは、全く同じであるのではないですか。これが正当な要求なんではないかと、私は思います。

もう一度、この要望書の1枚目にお戻りいただきたいと思いますが、先ほども申し上げましたこの要望書、個人が出したものではないんです。しっかりと書いてあります。豊明市議会議員ということで、3名が連署をしておるわけでありまして。

視点を変えます。私がこの要望書の存在を知った経緯については、先ほどの説明の中で誤認がございますが、もともとは抗議文というものが出されたというのは、私も1月27日の当該議員たちのビラで知りました。これは事実であります。

それを受けまして、どういったものが出たのかなということで、抗議文を公文書公開しようと思った。そしたらありませんでした、返したということでしたので。

それとあわせて、これは代表質問でも申し上げております。この5名の、伊賀の問題に関する5名の議員のうちの1人が、1月8日とは言っておりませんが、1月に市長のところへ行って要望書を出してきたという話を聞いた。

それを受けての話でありますので、誤解がないようお願いをいたしたいと思います。

私が、この2月の代表質問で非常に驚いたのは、このビラも絡めてであります。

このビラです、この要望書を提出した3名の議員を含めて、こう書いてあるんです。

「一刻も早く旅費返還し、真実を明らかにしなければと、できる限りの努力をしました」と、一刻も早い旅費返還の努力、これは真実ですか。

1月8日には、期限延長を求めているんですよ、その場で。これが一番の私は問題だと思えます。

二元代表制の中で相互に独立した存在であるべきにもかかわらず、市長室でこうした要望書を提出する。一方で、山盛議員が発した言葉、担当部長、担当課長に対し、「納得できないと払えない」「少し延ばしてほしい」と発言しているんですよ。

納得できないと払えない、納得できなければ払わなきゃいいじゃないですか。行政は粛々と次の手続に移るだけのことですよ。不満があるなら裁判で争えばいいじゃないですかという話なんですよ。

要は、二元代表制の中で市長と議会がそれぞれ牽制し合う関係である中で、こうした要望をする、そこに、これは市長さんにも十分反省をいただきたいと思う。担当の部長、課長を呼ばれた。そしてそのことを指示された。これは非常に問題だと思えます。

このことは今後、委員会の中でも明らかになってまいりますけれども、大変これはゆゆしき問題で、市長には本当に反省をいただきたいと思えます。

さらに申し上げます。

この1月27日付のビラでありますけれども、「住民監査請求受理後の流れと私たちが行ったこと」、この中に12月の28日、監査委員に抗議文を提出するとありますね。

その後、25年1月8日、視察旅費を返還するとあります。うそではないです。間違っ

いません。

ただし、期限の延長だとか、納得ができないということが、ここに書いてあるんですかと、こういうことも踏まえて要望書、このビラ、そして私の代表質問、そして前回の討論につながったということは、ご理解をいただきたいと思います。

このビラの編集権は私にはありませんので、いたし方ありませんけれども、この1月の市長室での出来事、担当者への、担当部長、担当課長へのみずからの発言、市民に対して説明ができるのなら、正当な行為であるならば堂々と書かれたらどうですか。市民に対して堂々と説明をしたらどうですか、これが正当な要求であるならばですが。

何度も申し上げます。行政処分に対して不服があるなら、行政不服審査法に基づく不服申立てしかあり得ないんです。市長室で担当部長、担当課長を呼んで、市長に依頼をして調べさせる、そんなことはあり得ないんです。

そのことによって、職員には少なからず、市民の幸福追求にはつながらない業務が発生した、これも厳然たる事実なんです。

私が前回、むちゃくちゃな要望だ、ああたこうだ、いろいろ言っておりますけれども、要望書の3ページ目をごらんください。

私がそうした発言をしたというのは、さまざまな経緯がございます。

3枚目、③で「日当返還に合理的理由はない」ということがあります。

日当返還には理由がないということをおっしゃっておるようだけれども、この中でどう書いてあるか。

「伊賀市視察はカラ出張ではなく、視察を行った事実は確認されている。」、その次です、問題は。

「日当とは、旅行中の昼食代や通信費等の諸雑費であり、出張した場合の交通費支給の有無に影響されるものではないと考える。」、ここで何を言っているか、日当を返す必要はありませんと。日当というのは、旅行中の昼食代や通信費等の諸雑費、つまり必要経費だということを言っているんですね。これを私は見て驚きました。

なぜなら、2月の26日ですかね、政務活動費に関する条例案、今定例月議会の初日です。ここで早川、山盛議員が、日当は受け取らないという提案説明をされました。

なぜならというようなところで、これは私の記憶によるところなものですから、間違いがあるといけませんもんですから、ちょっと簡単にしておきますけれども、もともと日当というのは、戦後の食糧難、まあ配給制度があった時代に、出張していると配給が受けられぬよと、配給のかわりに日当が支給されるという経緯があると、だから今の時代にそぐわぬというような内容だったかと思います。

ですから、受け取らない、必要がないという理屈だったと思うんですよ。

ところが、この1月8日のこの要望書はどうですか。日当は昼食代だと、通信費等の諸雑費だと、必要経費だと言っているわけですよ。日当の定義自体が大きく変わっているんですよ。

ですから私は、この要望書に関しては、その政務活動費の提案説明なんかを聞いても、全く整合性がないわけですよ、日当を返す必要はないということに関して。

一方で、先ほど本人からもありましたけれども、議長に対しては、日当も含め全額返済すると言ってみえるわけなんですけど、一体どっちなんですかという話です。日当は必要経費なんですか、それとも時代錯誤の制度なんですか。

日当は議長に話をしたとおり返すのか、それとも、この1月8日の要望書、これは多くの市民の皆さんは知らないですけれども、1月の8日の要望書にあるように、返す理由はないというんですか。

その場その場で、その時々で発言する内容が変わっておるとしか私には思えない。

ですから、むちゃくちゃと申し上げておるわけでありませう。

さらに申し上げます。

なぜ、この要望書が私にとってむちゃくちゃな要望なのか。

この要望書の3ページ目中段、先ほどの日当の話の後で、こう書いてあります。

「監査結果は公表され、新聞等でも報じられ、私たちが被った損害は計り知れない。」とあります。

「私たちが被った損害は計り知れない」って、一体何のことなんだろうと疑問に思わざるを得ません。

もともと、この監査請求を受けて、さまざまマスコミが取材をされておりますけれども、平成24年10月の24日付の中日新聞では、こう書かれております。こう主張しております。

不適正な申請は一切ない。夜間の移動で乗車駅名が曖昧だったため、念のため過大申告にならないよう、乗車区間を短く申告したと。

夜間の移動だったので、乗った駅の名前がわからぬかった、だから間違えたんだと、そういう主張をしてみえたわけですよ、もともとは。

先ほど、前代未聞の監査結果どうのこうのという話があったようですけれども、もともとは乗車駅名が曖昧だったと、電車で行ったと言ってみえるんですよ。

ところが、実際には車で行っておったということで、この監査結果になったんじゃないんですか。

監査結果を公表された、当然ですよ。監査の結果を受け、どういう結果だったか、単純に言えばそういうことですよ。

車で行っていたにもかかわらず電車で行ったという書類を出した。これは今後、警察、検察の捜査に係ってくることであります。虚偽公文書の作成容疑、偽造公文書行使の容疑、さらには詐欺の容疑ということで、捜査に今若干、市内で何か大きな事件が、おれおれ詐欺ですかね、600万ほどの被害が発生したということで、どうも遅れておるように聞いておりますけれども、まあいずれにしましても、監査結果が公表されたことによって、「私たちが被った損害」って、一体何なんでしょうと。これが、むちゃな要望じゃないんでしょうか。

いつから被害者のようなことが言えるようになったのかなと、その理屈に正当性があるな

ら、堂々とぜひ言ってもらいたい。

「私たちはこんな損害を被りました」と、多くの市民に公表していただきたい。これも含めて、私にはとても理解できない理屈であります。

さらに申し上げます。

この要望書の3枚目、今のことに続いて、こうあります。

『監査結果のくだりに、「違法支出を疑われるような行為を行った者に対する責任は免れない」とあるが、監査の権限は財務会計上の調査のみであり、処罰を行う機関ではない。』。

次です。

『司法の場においてさえも確たる証拠がなければ、「疑わしきは罰せず」被告人の利益になるよう決定すべきという原則に則り判決が下される。監査結果に述べられた意見は、この原則を無視する危険な考えといえよう。』とありますよね。

「疑わしきは罰せず」って、疑わしかったんですか。今、この現状でも、まだ疑わしいんですか。皆さん、理解できますか、共感できますか。

この言い分が多くの市民の皆さんに、6万8千の市民の皆さんに通用するんなら、一切を公表したらどうですか。

「私たちが被った損害は計り知れない」、「こういう被害や損害を受けました」と、あわせて市民に堂々と言えればいいですよ、正当性があるならば。

疑わしきは罰せずなんですか。疑わしいんですか、まだこの現状で。

そういった理屈に続けて、この要望があるんですよ。「私たちが被った損害は計り知れない。疑わしきは罰せず」、こういった理屈に続けて、その下に要望があるんですよ。私はとても理解できない。

監査結果に対して、何度も申し上げます。この人たちの言い分、要望は、説明責任が果たされているとは言えませんが、その根拠・理由を文書により回答されますよう要望いたしますと、市長に要望しています。これはもう明らかですよ。

しかも、1月8日までにと言っているじゃないですか、これは明らかじゃないですか。

監査結果に不服があるなら、何度も申し上げます。不服申立てという手段しかないんです、法令に基づいて。

この1月8日の市長室での出来事、担当部長、担当課長を呼んで、議員の立場を利用して市長に物を申した。その行為が正当な要求だと言えるんですか。

返還命令についても何度も申し上げております。これは明らかに行政処分であります。行政処分に対して不服があるならば、不服申立てしかございません。

何度も申し上げますけれども、それから1ページ中段にある期日延長についても、先ほど申し上げました。法令を遵守する立場なら延長なんかできません。法令を無視する立場であるならば、それは延長はできるでしょうということでもあります。

これを受けて、私の前回の発言になっておるわけであります。

期限延長というのは、私、便宜供与依頼ということを申し上げておりますけれども、期限を延長することによって、誰が利益を享受するんですか。

例えば、住宅ローンでもそうですよね。返済期限の延長なんていうことは、明らかに期限の延長というのは、利益の供与に当たるわけですよ。

だから、私はこのことも含めて、便宜供与依頼だというふうに指摘をしておるわけであり
ます。

まあ種々申し上げましたけれども、今回の処分要求ということ、この内容については、と
ても受け入れることができません。

なぜなら、私は客観的な証拠に基づいて発言しておるわけでありますので、事の重大
性、文書にはない事項も、担当部長、担当課長を呼んで、そこで発言をした。「納得できな
いと払えない」「期限を延ばしてほしい」という発言について、ぜひ皆さんで慎重にご判断を
いただきたい思います。

最後になりますけれども、今回の発端となりました3月6日、本会議場での山盛議員の
発言について申し上げておきます。これも今回の処分要求にかかわってまいりますので、
申し上げておきます。

山盛議員はこう発言しています。

「侮辱による発言は懲罰委員会等にかげずに、即、処分を命じることが、議長はできると
いうふうに自治法ではなっておりますので、議事録精査の上、その処理を直ちにお願いい
たしたいと思います」と発言しています。

ここでいう自治法が、どこの国の自治法のことを言ってみえるのか、私の解釈が間違っ
ておるかもしれませんけど、ここは日本ですので、この自治法は日本の自治法かなと思っ
たんですけれども、もし、そうであるならば、日本の自治法では、懲罰委員会等にかげずに
議長が処分を命じることができるなどということは、どこにも書いてありません。

(もう訂正したよの声あり)

No.22 ○16番(伊藤 清議員)

日本の自治法では、懲罰を求めるには懲罰動議か、もしくは今回の処分要求という2つ
の手段しかないわけですよ。堂々と、この議場において、議員の発言権、これを行使して、
訂正すればいいという話じゃないんだよね。

この議場において、議長に対して違法行為を求めたわけですよ。

そこらについても何度も申し上げます。訂正すればいいという話じゃないんですよ、議員
ですよ。議員が議員活動をする上で、最低限、地方自治法を知らずに発言するなどという
ことは、あってはならないことです。

ただ、議会のスケジュールも非常に厳しい状況にありますので、一々懲罰云々で争って
おる場合ではありませんので、まあ結構ですけれども、そうしたことも踏まえて、全く根拠
のない違法行為を議長に求めた、そうしたことも踏まえて、また、事の発端は伊賀市への

視察、これでありませす。先ほども申し上げました。何度も申し上げます。

当初は、監査請求受理後には、夜間の移動だったため、乗車駅名が曖昧であったと、電車で行ったと、間違いなく発言をしてみえました。その後のさまざまな変遷、1月の27日のこのビラに至るまでのさまざまな変遷、非常に私にしてみると言い分が変わっておると思いますが、この1月8日付の要望書についても、言い分が随分変わっておるというふうに思います。

そこらも踏まえて、皆さんに適切なお判断をいただけるようお願いを申し上げて、私の弁明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

No.23 ○議長(安井 明議員)

伊藤 清委員の弁明は終わりました。

伊藤 清議員の退室を求めます。

(16番 伊藤 清議員退室)

No.24 ○議長(安井 明議員)

この際、お諮りいたします。懲罰の議決については、豊明市議会会議規則第161条の規定により委員会付託を省略できないことになっております。よって、本件については、定数8名をもって構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することといたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.25 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、本件については、定数8名をもって構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ここで、お諮りいたします。ただいま設置されました懲罰特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条の規定により、お手元に配付をしております懲罰特別委員会の委員の選任表のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.26 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、懲罰特別委員会の委員の選任表のとおり決しました。ただいまより、懲罰特別委員会を開催するため、暫時、休憩といたします。

午前10時59分休憩

午後2時32分再開

No.27 ○議長(安井 明議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

休憩中に懲罰特別委員会が開催されましたので、その結果を委員長より登壇にて報告願います。

毛受明宏懲罰特別委員長。

No.28 ○懲罰特別委員長(毛受明宏議員)

議長よりご指名がありましたので、懲罰特別委員会の審査結果についてご報告を申し上げます。

本日、伊藤 清議員に対する処分要求の件について付託を受けました懲罰特別委員会を開催し、慎重なる審査を行いました。

初めに、懲罰特別委員会の委員長には私、毛受明宏が、また、副委員長には一色美智子議員が互選されました。

次に、会議録等資料をもとに処分要求の精査を行いました。

続いて、伊藤 清議員に対する処分要求の件について、要求議員である山盛左千江議員から説明を受け、質疑を行った後、伊藤 清議員から弁明の申し出があり、これを許可し、その後、質疑を行いました。

討論としては、本件に賛成の立場から、藤江真理子議員より懲罰事犯に該当するので陳謝を求めるとの討論がありました。

本件に反対の立場から、一色美智子議員、平野敬祐議員より懲罰事犯に該当しないとの討論がありました。

採決の結果、伊藤 清議員に対する処分要求の件については、賛成少数により伊藤清議員に懲罰を科すべきものでないと決しました。

以上で委員会の報告を終わります。

No.29 ○議長(安井 明議員)

ご苦労さまでした。

以上で委員長報告を終わります。

これより、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.30 ○議長(安井 明議員)

以上で委員長報告に対する質疑を終結し討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

早川直彦議員。

No.31 ○11番(早川直彦議員)

それでは、伊藤 清議員に対する処分要求について、懲罰特別委員会が出された結果に対し反対し、陳謝を求めるという立場で討論をいたします。

山盛左千江議員の壇上での説明でもありましたが、12月28日に監査委員に対し、6項目に及ぶ抗議文、それと要望書を提出しました。

6項目の内容は、監査の手続について、1、監査委員の守秘義務違反の疑いと議員の密接なかわり、2、事実と反するマスコミ報道と守秘義務違反、3、監査聞き取り内容と監査結果の不一致。

次がですね、不正確な監査内容の結果について、1、日当を請求せず、受け取っていない者に対する返還勧告は誤りであり不当、2、公共交通機関使用分の返還勧告は不当、3、日当返還に合理的理由がないであります。

6項目に及ぶ抗議文の文末では、「私たちは過去の視察についても見直し、11月12日に不適切な請求については日当も含め全額返還を議長に申し出たところであり、決して返還を拒むものではありませんが、本監査決定には手続き的にも内容的にも違法・不当があり、受け入れがたいとの見解を持っていることを申し添えます。」と書いてあります。

そのときに出した要望書については、住民の監査請求に含まれていない日当の返還が追加されながら、その根拠も理由も全く記載されていなかったもので、説明責任を果たされるよう求めたもので、返還期限である1月8日までに文書にて提出されるよう要望したものであります。

また同日の28日に、秘書政策課窓口により、その旨を通知する文書とともに、2つの書類も添付し、市長宛てに提出しました。

その後、山盛左千江議員が、期限が迫っても監査から一切連絡がないため、返還期日の前日に当たる7日に監査事務局に問い合わせしたところ、1月7日付で要望書は不受理として返還したことと、抗議や要望は市長にするように告げられました。

監査事務局の結果から、それに従い翌日の8日に、市長に監査の違法・不当について、その調査、確認、適切な処理を求め要望書を提出しました。

私たちが市長に要望をしたことは、7日付で監査事務局より書類が返還され、監査事務局長の理由が、既に市長が勧告したもので、抗議は市長にしてくださいとのことでしたので、市長に対して適切な処理をしてほしいと要望をしたものであります。8日にまでに回答してほしいというものでは決してありません。

返還期限の変更については、「延長が可能であれば合わせてお願いします」と要望したものであり、12月28日の抗議文と要望書、1月8日の要望書の内容を十分理解すればわ

かるものであります。

このことに対し、3月6日の本会議において、伊藤 清議員が百条調査の事項の追加に対する決議の討論の中で、1月8日に出した要望書、まあ1月の8日中に文書で回答せよと、誤った認識の中で便宜供与を依頼した、暴挙に出て、とんでもないむちゃな要望、議員の不当な要求という発言を繰り返しました。

十分に調査をすればわかることであり、いかにも市長に要望書を出した3人が、議員としてあるまじき行為をした。これは要望書を提出した山盛左千江議員だけでなく、私に対しても本会議の場で侮辱を与え、まるで犯人扱いをしているともいえるような発言を行い、名誉を傷つけた行為であることは明らかであり、大変残念であります。

そのため、伊藤 清議員に対して、今回の件に対して、事の重大さを十分認識していただき、猛省を促すとともに発言に対し注意するよう要望し、私の討論といたします。

No.32 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

藤江真理子議員。

No.33 ○6番(藤江真理子議員)

伊藤 清議員に対する処分要求について、懲罰を科すべきものとの立場で討論します。

先ほどの懲罰委員会の討論の中でも申し上げました。先ほどの委員会の中で、1月8日に出した要望書、1月の8日中に文書で回答せよといった誤った認識についても、委員会の中で質疑、確認をされました。

その中でも、この資料を読んで、中にありました解釈の仕方も、委員の中でもさまざまでした。

私が本日の山盛議員と伊藤議員の説明と弁明の両方を聞きまして、今、自分が感じていることなんですけれども、そもそも侮辱を受けたと感じている1人の人間、1人の議員がいるわけです。

そのことに対して、その処分要求、侮辱を受けたと感じた議員から出ている処分要求に対しまして、委員会で伊藤 清議員の発言についての審議をする場と私は考えておりました。

途中、まあ委員会で議題外のことにも触れられていまして、そもそも、その処分要求を出した人が、正しいのか、間違っているのかというふうに思いとれるような、議題外のほうに移る場面も私としては感じました。

今回、この解釈、認識の違いは委員会でもはっきりしたんですけれども、これだけ違いがあるというのであればこそ、きちんとした事実を確認し、討論の中で発言すべきだと私は思います。

そういったことは、先日の議運の中でも先輩の議員の方が私にご指導くださいました。事

実確認をきちんとした上で、公の場で発言をするということを、肝に銘じなければなりません。

あと今回、この百条委員会の調査の追加項目の賛成討論の中での伊藤議員の発言に対しての処分要求でした。

本来であれば、その百条委員会の調査項目、仮に市長と職員とのやりとりについての言及にとどまるのならまだしも、こうした監査に出した要望書についての一部違った認識のものを、討論の場で発言をするということ。で、現に侮辱されたと感じている議員がいるということに対しては、陳謝すべきと思います。

先ほどの委員会でも反省の誠意を持って対処しているかというふうに、もし仮に市民の方に問われたときに、「反省しているよ」というふうに言えるように、議場での陳謝を求めたいわけですが、委員会の結論としては、先ほどの委員長報告のように賛成少数となりました。

一言、最後に申し上げたいのは、侮辱と感じるのは主観ですが、もし仮に、その逆の立場で、侮辱と感じた側の立場だったらどんな気持ちだったかという、そういうことを考えれば、陳謝をするということは人として当然とすべきことと思います。

なので今回、侮辱に該当しない問題はなかったとして、本当に議会として、こういった1つの結論を出すことが本当にいいのかと、とても疑問を持っております。

以上で伊藤 清議員に対して陳謝を求めたいと思います。

討論を終わります。

No.34 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

一色美智子議員。

No.35 ○9番(一色美智子議員)

今回の処分要求は、3月6日の本会議において、伊藤 清議員の百条調査事項の追加に関する決議の討論の中での発言であります。1月8日、市長に出されました「監査の手続き並びにその結果に対する要望書」に関係しております。

山盛議員提出の処分要求書の中で問題になっている言葉ではありますが、先ほど山盛議員の説明の中にもありましたが、3月6日に本会議、3月8日に処分要求書が出されております。山盛議員は時間的な余裕がなかったと言ってみえましたが、やはり理解が得られるよう、わかってもらえる努力をする必要があったのではと思います。

この処分要求書に「侮辱である」とありますが、侮辱をしているわけではない。また「犯罪者扱い」とありますが、この発言で犯罪者扱いをしているとは考えられません。

よって、懲罰を科すことには反対といたします。

No.36 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

前山美恵子議員。

No.37 ○19番(前山美恵子議員)

では、山盛議員から提出された伊藤議員に対する処分要求書についての、懲罰を科すべきではないという立場から討論をいたします。

討論については、まとまっていないので、ちょっとご容赦をいただきたいと思います。

まず、このような懲罰問題を議会で1日費やして審議をすることになった経緯を考えると、やはり当事者は回避するよう、2日間あったのですから、努力をすべきではなかったか、その点については、まず賛同ができないということを申し上げておきます。

さて伊藤議員が、議会でこのような発言に至った原因として挙げられるのが、山盛議員らが市長宛てに1月8日に出された監査結果に対する要望書であります。

この中に書かれている内容を拝見すると、監査手続きについて、それから不正確な監査内容と結果についてなどと記されておりますけれども、1月8日に返還することに対するの不服があり、納得できないという旨が記載をされております。

回答は1月8日になっておりまして、ここで述べておきますけれども、「手続き的にも、それから内容的にも違法・不当があり、受け入れがたい」という見解が示されておりますが、監査委員の説明責任が果たされているとはいえないので、その根拠や理由を文書で回答されるよう要望書に、まあこれは記されております。

しかしですね、ご存じのように監査結果、これが出された後は不服申立て書があります。監査の結果が出された後は、外からの圧力を受けられないように、ちゃんと当然すべきであり、そのために公正な立場で審査をする不服申立て制度があるわけですから、これを、よりによって市長に対して要望書を出されたこと。そして、その市長が部長や課長を呼び寄せ、支払い期日について可能なら延期、延長できるかと尋ねた事実、これが確認をされております。

しかも、その場に山盛議員と、それから早川議員がいたということは、市長が市長の権限で、これをひっくり返すという方向に動いたということが、まあ歴然としたということであります。

これは、誰が考えても便宜供与を依頼したとか不当な要求と言われても、これは仕方がない、それほど重大だと、このことを考えます。

実は、私も監査の結果について、この重みというものを、余りぴんと感じておりませんでしたので、昨日、本当にちょっと専門の人にお聞きをいたしました。

これだけ監査の結果に市長がもう手を出したというところが、大変重大だというふうに言われました。このことを、やはり私たちはちゃんときちんと胸におさめるべきではないかなと。

よって、このように述べましたけれども、伊藤議員の発言については、その根拠がきちんとある、示されている、そういう行動から出てきたものであると考えますので、懲罰は科すべきではないというふうに判断をした次第であります。

No.38 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

杉浦光男議員。

No.39 ○10番(杉浦光男議員)

私も処分することに即、くみすることはできない。

No.40 ○議長(安井 明議員)

杉浦議員に申し上げます。

マイクを自分のほうに向けてから発言してください。

No.41 ○10番(杉浦光男議員)

失礼しました。

それでは、もう一遍初めからいきます。

伊藤議員をして処分することに即、くみすることはできないということです。

これは結果を申し上げましたが、少し理由を述べていきます。

処分はですね、法的効果を生むわけですね、中身はいろいろありますけど。

その前に、やっぱり考え、行動を起こすことが、私は議員としては残されているのではないかなというふうに思うからであります。

この2つは総論であります。

もう少し進めていきます。

議会は言論、すなわち言論の府と言われます。言論は最大限尊重されるべきであります。

ましてや、公共の利益を求め、市民の味方であるべき議員ですので、当然であります。

具体的に地方自治法 133 条を考えることについて、少しその前提となることを考えてみます。

国民の中、あるいは世論一般で言われる名誉毀損という刑法上の重い罪がございます、名誉毀損。

名誉毀損というのは、その人の人格とか品格とか、その人、その者を保護法益しておるわけですね。

そういう重大な保護法益の法律、条文であっても、例えば公務員が何かをしたと。そして

市民なら市民がそのことを摘示したと。それが事実ならば、名誉毀損罪ということで、その市民は罪になりません、これは刑法の解釈ですが。

ということは議員が、公務員か、公務員じゃないかという論議はありますけども、少なくとも市民を代表する議員であったならば、市民からいろんなことを言われる、あるいは議員同士でいろんなことを言われるけれども、それを大きな心でもって受け入れていかななくてはいけない。また、受けざるを得ないというのが、それが宿命じゃないかなというふうに思います。

だから、今回の問題で言いますと、具体的に言いますと、伊藤議員があれやこれや言ったと。刑法上の名誉毀損罪になるような構成要件にばさっと該当するような語彙を言ったとしても、その言われた議員として、今、山盛議員ですが、そういう場合でも、僕の考えで言えば、事の大小はありますけれども、そのことをもって受け入れていかざるを得ないという議員の宿命じゃないかなというふうに思います。

ちょっと観念的に、自分の心も含めてしゃべりましたが、そういうことをもって、今度地方自治法 133 条を考えますと、やはり侮辱罪ということも、その人が侮辱されたと感じたならば、やっぱり侮辱罪だよということを山盛議員はちょっと強調されていましたが、それはそれで一理はあると思いますけども、議員の宿命でいうと、もう少し客観性、10 人が 10 人、心にぐさっと刺さって、これはもう世間に顔が出せぬよとか、わかりやすい言葉で私は言うておりますけど、そういう意味で侮辱されたとかというようだと、客観性があるかなと思うんですが、個人がやっぱりそういうふうに思っただけという、私としては、それにはくみできないと。

133 条の解釈として、それでいいかもしれませんよ、それは合っているかもしれませんが、私自身はそれにはくみできないので、そういうことで今までの事例をもって、伊藤議員を懲罰に科すということには、ためらいがあるということでもあります。

伊藤議員がよく言うております不服審査法について言いますと、例えば今回の事例が不服審査法の審査の対象となる事例かどうか、何も事の全てが審査の対象になるというわけではありません。

そのところが私はちょっと勉強不足ですので、ここで評価はできませんが、そういういろんな今までの伊藤議員の弁明、それから山盛議員の主張、そういうものを聞いておって、私は正直に申し上げて十分に、きょう理解できない部分がありました、聞きながら、この原稿をこうやって書いておりますので、ぐちゃぐちゃと手直しされておるわけですけども、最後に私がまあ抽象的に言えばですね、やっぱり議員は少なくとも言葉には気をつける。言論の府であればあるほど、その重要性、慎重さは求められると。その上でなおかつ、正確性、客観性、そういうものが本当に求められるんじゃないかなと。

だから、特に私が考えるのは、本当に議員というのは、そういうところを十分に考えていかなきゃいかぬなど。負の連鎖にならないことを願って、私の討論を終わりたいわけですが、政治的主張の違い、あるいは、もう少しやわらかくして意見、考えの違い、これは大い

にあつて結構、どんどん僕は進めてもらいたい。

その上で、いいものができ上がってくると思っていますので、それは進めてもらいたいで
すけども、やっぱり言葉の客観性、それから正確性、これは共通に求められるものだと思
いますので、お互いに注意していきたいなと思います。

再度、繰り返しますが、このことをもって伊藤議員を処分の対象とするということにはくみ
できない。

以上です。

No.42 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

近藤恵子議員。

No.43 ○5番(近藤恵子議員)

では、今回の伊藤議員に対する処分要求に関して懲罰というか、発言の訂正と謝罪を求
めることに賛成の立場で、委員会の議決に対しては反対の討論をいたします。

伊藤議員は、まず今回の根拠について、行政不服審査法による不当な要求であるとい
うことを、最後に念を押して断定されました。

その行政不服審査法についてですけれども、これは行政不服が申し立てられる者に対
して行うことでありまして、今回の山盛議員の中にあつた監査に対したり、市長に対するも
のが、行政不服ができるものであつたかどうかという、もともとの根拠がありません。

まず第一に言いますと、監査に対しては、やはり監査に対して不満があるときは、不服
審査ができますけれども、それができるのは監査を請求した人だけです。

今回の場合でいうと、市民の方、何名かということでしたけれども、その方以外は不服申
立てをすることができません。

また、市長に対して不服申立てができるかという、今回、先ほど何回もありましたけれ
ども、豊明市の行政手続条例の中には除外のものがあつて、今回の政務調査費もその1つ
である豊明市補助金等交付規則は、その不服申立ての対象外、除外の中に入つておりま
すので、不服申立てをすることができないんですね。

そういったものに対して、できないものに対して、行政不服審査法に基づき不当な要求で
あるということは、もともとの論点が間違つていると思います。

また私たちは、この要望書を出した者の1人として、要求というのは、権利のある者が訴
えることであり、要望は、権利はないけれども、お願いをするという判断を、初めから持っ
ておりました。

ですので、私たちの書類の中には「要望書」としか書いてありません。一切、要求する、
それは私たちの権利としてできないということを十分承知していたために、そういう表現を
使っておりますが、そのところの意味を解せず、伊藤議員はその中で要求した、不当な

要求であると。本来、この最初の要望書にあった趣旨を全く理解せず、ご自分の解釈で違う方向への議論にもっていかれました。

これが実際、要望書を出した人間にとって、どれだけの侮辱に当たるかということを考えていただきたいと思います。

先ほど2人、—————議会で回避をするように努力すべきであった という発言がありましたけれども、以前にも伊藤議員に対する懲罰動議が出されたことがあります。そのときは回避をするように努めました。今回は2回目です。

前の反省がない上に、また、こういった発言があるということは、やはり私はもうこれは回避をする努力がなくても、そんなことを言われる筋合いではないかなというふうに思っております。

以上の点からいって、今回、不当な要求であると、言葉を変え、意味合いを変え、そしてその根拠が十分であるという伊藤議員の発言、弁明には、全く根拠がないと考えます。

そういった根拠のない発言をもって、先ほども申し上げたとおり、要望書を出した1人である私に対しても、また今回、処分要求をした山盛議員に対しても、これは明らかに侮辱をしているという判断ができると思います。

よって、今回の件に対する発言の取り消しと、そして陳謝を求めるものであります。

以上、討論を終わります。

No.44 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

近藤善人議員。

No.45 ○4番(近藤善人議員)

それでは、懲罰特別委員会の議決に反対の討論をします。

山盛議員が説明のときにも言われたように、私も、これはいじめ問題と同じことだと思います。

ですから、受けた側が屈辱されたと思えば屈辱であり、言った側がどういう感覚を持って言ったかというのは関係ないことです。

よって、私も伊藤議員に何らかの懲罰を科すことと思います。

以上です。

No.46 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

(発言する者なし)

No.47 ○議長(安井 明議員)

以上で討論を終結し採決に入ります。

本処分要求に対する委員長の報告は、伊藤 清議員に懲罰を科すべきものではないこととあります。

本件は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.48 ○議長(安井 明議員)

賛成多数であります。よって、伊藤 清議員に懲罰を科さないことと決しました。

伊藤 清議員の入室を認めます。

(16番 伊藤 清議員入室)

No.49 ○議長(安井 明議員)

伊藤 清議員に申し上げます。

処分要求の件については、懲罰を科さないことと決しました。

(議長の声あり)

No.50 ○議長(安井 明議員)

近藤郁子議員。

No.51 ○7番(近藤郁子議員)

動議を提出したいと思いますので、暫時、休憩を願います。

No.52 ○議長(安井 明議員)

書類で提出されるまで、暫時、休憩といたします。

午後3時3分休憩

午後4時51分再開

No.53 ○議長(安井 明議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

お諮りいたします。議事の都合により、本日の会議時間を延長いたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.54 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することに決しました。
ここで、議事の都合により、暫時、休憩といたします。

午後4時52分休憩

午後7時11分再開

No.55 ○議長(安井 明議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

休憩中に議会運営委員会が開催されておりますので、その結果を委員長より報告願います。

毛受明宏議会運営委員長。

No.56 ○議会運営委員長(毛受明宏議員)

議長よりご指名がありましたので、休憩中に開催いたしました議会運営委員会の審査結果についてご報告を申し上げます。

お手元に配付されておりますとおり、動議第1号 豊明市議会議員政治倫理調査特別委員会の設置及び議会閉会中の継続審査及び、決議案第3号 山盛左千江議員に対する問責決議が提出されましたので、直ちに本日の日程に追加し、議題とすることといたしました。

動議第1号は、提案理由の説明の後、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論・採決をすることといたしました。

決議案第3号は、提案理由の説明の後、弁明の申し出があった場合は弁明を行い、質疑及び委員会付託を省略し、討論・採決をすることといたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.57 ○議長(安井 明議員)

ご苦労さまでした。

お諮りいたします。お手元に配付いたしましたとおり、議員より動議第1号が提出されておりますので、直ちに日程に追加し、議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.58 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、動議第1号 豊明市議会議員政治倫理調査特別委員会

の設置及び議会閉会中の継続審査についてを直ちに日程に追加し、議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

月岡修一議員、登壇にて説明願います。

No.59 ○17番(月岡修一議員)

それでは、議長のお許しをいただきましたので、動議第1号を朗読をもって提案させていただきます。

動議第1号 豊明市議会議員政治倫理調査特別委員会の設置及び議会閉会中の継続審査について。

豊明市議会会議規則第16条の規定により別紙のとおり提出します。

平成25年3月18日

豊明市議会議長 安井 明殿

提出者 豊明市議会議員 月岡 修一

〃 堀田 勝司

提案理由

地方自治法第109条及び豊明市議会委員会条例第6条の規定により議会の議決を求める。

1枚はねていただきたいと思います。

豊明市議会議員政治倫理調査特別委員会の設置及び議会閉会中の継続審査について。

1 豊明市議会に次のとおり特別委員会を設置する。

名 称 豊明市議会議員政治倫理調査特別委員会

付託事項 (1) 平成23年度政務調査費のうち、市政改革の会及び絆の行政視察について

(2) 平成25年1月8日付けの監査の手続き並びにその結果に対する要望書について

定 数 特別委員会の委員の定数は、13名とする。

2 調査権限

本市議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第98条第1項の権限を、上記特別委員会に委任する。

3 調査期間

上記特別委員会は、調査終了まで存続し、閉会中も調査を行うことができるものとする。

以上です。

No.60 ○議長(安井 明議員)

ご苦労さまでした。

提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

早川直彦議員。

No.61 ○11番(早川直彦議員)

お聞きします。

豊明市議会議員政治倫理調査特別委員会の設置ですね、どうして特別委員会の設置に至ったのか、お聞かせください。

No.62 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

月岡修一議員。

No.63 ○17番(月岡修一議員)

今の質疑に大変驚きを隠せません。

付託事項にありますように、平成 23 年度政務調査費のうち、市政改革の会及び絆の行政視察について、さまざまな問題があり、いろんな問題に結びついているのは、ご存じのとおりだと思いますが、やはり市民にきちっと説明ができておりませんので、この機会に調査特別委員会を設けて、しっかりと原因を追及し今後に生かしたいと、そういった趣旨でございます。

以上です。

No.64 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

早川直彦議員。

No.65 ○11番(早川直彦議員)

付託事項の2番目に、平成 25 年1月8日付けの監査の手続き並びにその結果に対する要望書についてを、新たにこれ加えたんですが、これを加えた理由をお聞かせください。

No.66 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

月岡修一議員。

No.67 ○17番(月岡修一議員)

この1月8日の件もですね、いろんな場所において内容が公表されておりますが、市長室に出かけていった山盛議員、早川議員、そして市長さんに対して、ご自分たちの要望を求めた。

問題はですね、その場所に部長、課長と同席をさせて、それで市長に対して、ご自分たちの要望を突きつけたというような趣旨のことを聞いております。本当に議員として大変大きな問題を起こしてしまったような気がしております。

これをもう少し詳しく調査をする必要があると、そういったことで、前回の政治倫理委員会という調査特別委員会とは違う委員会では限度がありますので、今回、きちっと説明を求めたり、調査をするためにも、やはり正式な特別委員会として調査をする必要があると、そういった趣旨のことで、この特別委員会の中に入れてさせていただきました。

以上です。

No.68 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

近藤恵子議員。

No.69 ○5番(近藤恵子議員)

今の発言にもあった現在ある委員会は、今後どうされるんですか。これとの整合性とかについて説明してください。

No.70 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

月岡修一議員。

No.71 ○17番(月岡修一議員)

現在までありました政治倫理委員会が特別調査委員会に格上げをされたと。法律上、正式な特別委員会として、こういう名称をつけて調査をさせていただくということです。

以上です。

No.72 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

藤江真理子議員。

No.73 ○6番(藤江真理子議員)

付託事項の2番目、監査の手続き並びにその結果に対する要望書について、先ほど説明がありました。

この件について先日、3月6日でしたか、百条調査事項の項目追加のところと関連があるかと思うんですけども、それとの取り扱い、整合性というものは、どのように考えていらっしゃるでしょうか。

No.74 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

月岡修一議員。

No.75 ○17番(月岡修一議員)

調査特別委員会は、市長の立場を調査をさせていただく。

今回の政治倫理調査特別委員会は、この市長室に出かけたお二人の議員の問題として調査をさせていただくものですので、当然ながら、これは分離して考える必要があると、そのようなことで、この案件を付託事項に入れました。

以上です。

No.76 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.77 ○議長(安井 明議員)

以上で動議第1号に対する質疑を終結いたします。

本案は議員提出案件でありますので委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

早川直彦議員。

No.78 ○11番(早川直彦議員)

豊明市議会議員政治倫理調査特別委員会の設置及び議会閉会中の継続審査について、反対の立場で討論いたします。

(発言する者あり)

No.79 ○11番(早川直彦議員)

政治倫理委員会が、静かにしてください、政治倫理委員会です、私、前に述べたんですが、告発中であるために質問に対して回答はしませんでした。

また、私の家に怪文書が入れられ、私が政治倫理委員会で話した内容を怪文書でまかれる可能性があります、事実を歪曲して。その辺が理解していただけず、非常に残念であります。

また、付託事項2に関しては、きょうの山盛左千江議員が説明した、その内容がわかっていただけなかったのかと。

あと、もう一点ですね、また私の討論の中で述べたんですが、その辺がわかってもらえず、非常に残念であります。

本当に今やっている政治倫理委員会を特別委員会にして、さらにということが本当に必要なんでしょうか。私は非常に疑問に思うというのか、その辺がわかりません。

よって、私は反対の立場で討論いたします。

以上です。

No.80 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.81 ○12番(山盛左千江議員)

同じく、私もこの特別委員会の設置に対して反対の立場をとらせていただきます。

何も、これが私たちに対するものだから反対しているわけではありません。

付託事項の1つ目、市政改革の会及び絆の行政視察についてという調査項目であります。

さまざまな問題があり、市民に説明できていないということが理由のように言われましたけれども、私たちは政務調査費のことについては事実を認め、記者会見も行き、市民の皆さんには説明責任を果たしたつもりであります。

少なくとも私は、政治倫理委員会の中においてほぼ100%、皆様の質問にはお答えしたつもりであります。

ただ、それに納得するかしらないか、それはそれぞれの見解であります。

そういった状況にありながら、説明責任ができていないことを理由に、このように言われても、私はとても受け入れることができません。

2つ目、今回の懲罰特別委員会の設置、私が出しました処分要求と密接に関係しているものというふうに理解しておりますけれども、あれだけ皆さんにいろんなことを説明し、具体的な例をもって述べても、今の懲罰特別委員会の中でも、まるで私が懲罰にかかっている

るかのごとく質問をされ、その中でも誠実に答えさせていただきました。全く見解の相違があります。

どれだけ説明をしても、立つ立場が違って、このように思われていては、堂々めぐりというふうにはいえません。

調査特別委員会を設置されて、何をどのように結論をつけていかれるのかわかりませんが、誠意を持って処分要求をし、事実に基づいて説明をしても信じてもらえないこの理不尽さ、これを私は大変悔しく感じております。

それから月岡議員が、「市長室において2人が要望を突きつけた」と、今言われました。突きつけた、何をもちょうのように言われるのでしょうか。全く理解ができません。

この点については全く信じられませんし、詳しく調査すると言われましても、何を調査されるのか、これ以上、私は詳しく説明することはありませんので、この議会の異常さを私は痛感しつつ、この調査特別委員会設置には反対の立場をとらせていただきたいと思います。

以上です。

No.82 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

伊藤 清議員。

No.83 ○16番(伊藤 清議員)

動議第1号に賛成の立場で討論を申し上げます。

まずもって、調査事項につきまして、付託事項の1で、23年度政務調査費のうち、市政改革の会及び絆の行政視察についてということで挙げられております。

さまざま話題になっておりますのは、三重県伊賀市への視察についてということでありませう。その他、日進市へ2回ほどそうしたことがあったと、新聞紙上では告白をされてみえませう。

また、山盛議員にあっては、前期においても刈谷市において、そういったことがあったということで発言をされております。

政倫においては、伊賀市の問題については、まあいろんなお話をいただいておりますけれども、その後、会報を出されております、1月27日付で。

会報というのは通常、まあ議員個人の活動でありますので、例えば調査対象等にはならないんですが、例えば百条調査の解釈を見ましたときに、その中に事務手続について書いてある場合については、これは百条調査の対象になります。

現時点で百条調査ということについて、私どもも考えておるわけではございませんが、まず当初はですね、監査請求の直後に、新聞記者に対しては「不適切な申請は一切ない。夜間の移動であったため、乗車駅名が曖昧だった」という発言をしてみえませう。

その後、どのように変わったのかわかりませんが、そういった当初の言い分はすっかり影を潜め、議会事務局から自家用車禁止の説明はなかった。また、事務局が車使用を了解されておいたというような言い分が変わってきております。

こちらあたりは事務手続上、本当はどうだったのか、実際どうだったのか、これは真偽をただしていく必要があります。

当初から、こういった主張を試みても、当初は何と試みてきたか、今申し上げたとおりでございます。「夜間の移動で乗車駅名が曖昧だった」と試みてきたわけがあります。

さらに問題なのはこの言い分、「公共交通は最低旅費で、車の費用と置きかえても問題がないと考え、請求をされた」というような言い分でありまして、では日進にあってはどうか。

伊賀については、仮にその言い分を認めたとしても、日進市につきましては、瀬戸大府東海線を真っすぐ走って左に曲がって、はい到着です。それを大変大きく迂回をされて、しかも交通費についてもバスを利用したほうが高いと、この言い分、全く整合性がないわけがあります。

三重県伊賀市への視察については、果たしてこういった理屈で通るのだろうか。日進市、刈谷市についてはどうなんだろうか。

要するに、言い分が二転三転をしておる。そのことについて検証して、市民に対して説明をしていく、そのことは当然であります。

付託事項の2、1月8日付けの監査の手続き並びにその結果に対する要望書につきまして、これにつきましては、やはり問題があると言わざるを得ません。

私がたとえ話で弁明の中でお話をさせていただきましたけれども、議員として、これが市民に堂々と説明できる行為なのであろうか。それについては恐らく、多くの市民の皆さんに、こういった問題の調査をして、事実関係を明らかにして、その事実関係を提示をして、市民の皆さんにご判断をいただくことであらうかと思っております。

見解の相違だと、そういったようなことで、この議会の場でやりとりするのではなく、多くの市民の皆さんにご判断をいただくことであらうかと思っております。

それについては、事実関係をしっかり解明した上で明らかにする、その上で市民の皆さんに判断をいただくことであらうかと思っております。

大変混乱をきわめた事件でありますので、このことについては、しっかりと議会の責任を果たしていく必要があるだろうというふうに思っておりますので、市政会を代表して賛成の立場で討論とさせていただきます。

以上。

No.84 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.85 ○議長(安井 明議員)

以上で討論を終結し採決に入ります。

動議第1号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.86 ○議長(安井 明議員)

賛成多数であります。よって、動議第1号は原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。ただいま可決されました豊明市議会議員政治倫理調査特別委員会の委員の選任を直ちに日程に追加し、議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.87 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま可決されました豊明市議会議員政治倫理調査特別委員会の委員の選任を直ちに日程に追加し、議題といたします。

お諮りいたします。豊明市議会議員政治倫理調査特別委員会の委員は、お手元に配付をしております特別委員会の委員の選任表のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.88 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、豊明市議会議員政治倫理調査特別委員会の委員は、お手元に配付をしております調査特別委員会の委員の選任表のとおり決しました。

ただいまより、豊明市議会議員政治倫理調査特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、暫時、休憩といたします。

午後7時31分休憩

午後7時40分再開

No.89 ○議長(安井 明議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

休憩中に豊明市議会議員政治倫理調査特別委員会が開催され、委員長及び副委員長が互選されましたので、報告いたします。

委員長には月岡修一議員、副委員長には一色美智子議員が互選されました。

正副委員長さんにはご苦労さまですが、よろしく願いいたします。

さらに、お諮りいたします。お手元に配付をいたしましたとおり、議員より決議案第3号が提出されておりますので、直ちに日程に追加し、議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.90 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、決議案第3号 山盛左千江議員に対する問責決議を直ちに日程に追加し、議題といたします。

山盛左千江議員は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、退席をお願いいたします。

(12番 山盛左千江議員退室)

提出者より提案理由の説明を求めます。

月岡修一議員、登壇にて説明願います。

No.91 ○17番(月岡修一議員)

それでは、議長のお許しをいただきましたので、決議案第3号を朗読をもって提案をさせていただきます。

山盛左千江議員に対する問責決議。

豊明市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

平成25年3月18日

豊明市議会議長 安井 明殿

提出者 豊明市議会議員 月岡 修一

賛成者 豊明市議会議員 平野 敬祐

1枚はねてください。

問責決議

私たち市議会議員は、市民の代表として自らその職責の重さを深く自覚し、高い倫理観と見識を持って、市政の発展とすべての市民の幸福の実現に努めなければならない。

昨年「市政改革の会(代表 山盛左千江議員)」「絆(代表 近藤善人議員)」の三重県伊賀市への視察に関し、旅費不正請求疑惑が浮かびあがり住民監査請求が提出された。山盛左千江議員は、昨年12月6日に旅費の不正請求があったとして出された監査結果に対し、さる平成25年1月8日、市長室において、市長、担当部長、担当課長に対して要望書なるものを提出したうえで、「納得できないと払えない」、「返還期限を延ばして欲しい」旨の発言をしている。返還命令を受けた市議会議員が、返還命令を出した市長に対し、このような行為に及んだことは、二元代表制の根幹を揺るがす危険性のある、重大な問題

である。

市議会議員としてのこのような行為は、市議会の秩序を乱すばかりでなく、議会制民主主義を冒瀆するものである。さらに市議会の品位をおとしめ、その信頼を著しく傷つけるものである。よって、当該議員の今回の行為は、単に一議員の問題としてではなく豊明市議会として看過できない重大な問題であると受け止めており、ここに山盛左千江議員に対し、問責の決議をするものである。

以上、決議する。

平成 25 年 3 月 18 日

愛知県豊明市議会

以上です。

No.92 ○議長(安井 明議員)

ご苦労さまでした。

お諮りいたします。山盛左千江議員から本件について弁明の申し出がありますので、この際、これを許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.93 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、山盛左千江議員から本件についての弁明を許可することに決しました。

山盛左千江議員の入室を許可します。

(12番 山盛左千江議員入室)

No.94 ○議長(安井 明議員)

ただいま、山盛左千江議員の弁明が許可されました。

山盛左千江議員、登壇にて弁明を許可いたします。

No.95 ○12番(山盛左千江議員)

それでは、こういった機会をいただきましたので、弁明をさせていただきたいと思います。

これが出されたのは、今から数分前ということでしたので、どのように弁明していくか、整理はついておりませんので、若干、話の中に行きつ戻りつの部分があるかもしれませんが、その点についてはご容赦をいただきたいと思います。

まず、この中でですね、「期限を延ばして欲しい」旨の発言をしているという部分でありませぬけれども、「このような行為に及んだことは」という部分ですが、私が先ほどの伊藤議員に対する処分要求の中で申し上げたのは、私たちが市長に対して要望いたしましたのは、

代表監査委員については、地方自治法第193条の2、監査委員の公平不偏と守秘義務違反、また個人情報保護条例違反、監査事務局については、地方公務員法第34条、守秘義務違反及び個人情報保護条例違反の疑いがある。その点について調査、確認の上、事実が確認された場合は等々、要望したものであり、そのことはしっかりお伝えしたつもりであります。

「このような行為」というふうに言われますが、私たちが、市長室において何を話をしたのかということを知っている者はいないわけでありませぬ。

ですから、「このような」というふうに言われるのは、ほんの一部の情報を持って、このように理解し、責任を問われることには全く納得はできません。

期日について「可能であれば合わせてお願いいたします」ということで、要望を一旦切った上で、「尚」というふうに文書はつくられておりますし、そのことについても説明をしたつもりであります。全くご理解をいただかず、残念としか言いようがありません。

今回の監査の調査、その経緯につきましては、いろいろと問題がありました。先ほど申し上げましたように、違法また不当の疑いがあるわけです。

そうしたことの疑問が残ったままではなく、最終的に出された市長に、そのことをきちっと確認し、納得のいく説明をいただきたい、これがなぜこのように問題にされるのか、私には理解できません。

「納期の延長の例外規定があれば」というふうにお伺いをしたものであり、「可能であれば」と言っているのであって、決してこのことを強要したわけでもなく、このように捉えられるのは本当に心外であります。

そもそも、私たちが市長に求めたものは、説明責任を果たしていただきたいということが一番であります。そのことは既に申し上げたとおりです。

行政手続法、さらに補助金交付規則において、私たちには不服申立ての道は開かれておりませぬ。

1月8日に出されました補助金等返還命令通知書、ここにありますが、この中には返還理由といたしまして、豊明市補助金等交付規則第14条第1項第4号というふうに書かれております。

通常、不服申立てができるのであるならば、ここに教唆として「60日以内に、そのような手続ができますよ」と、そのことを書くのが本来であります。

なぜ、ここに書かれていないのか。それは私たちに与えられていないというふうに市が感じていたからでしょう。そのように判断していたからに違いないと思っております。

できないことをしなかったというふうに言われ、そのことをしなかったことが、要望したことが、このように言われるのは心外であります。これを私は侮辱と感じました。

行政不服審査法、この中に不服申立ての、もちろん取り決めはあります。しかし、この不服審査法に基づく不服申立てをしなかったからといって、それを説明責任を求めたからといって、なぜ問責に問われなければいけないのか、全く理解できません。

伊藤議員は何度も「法的根拠のない要望書」というふうに言われました。根拠のない要望をただけで、それも「可能であれば」とお願いしただけで、「例外規定があれば」とお尋ねしたことが、なぜ問責なんでしょうか。

説明責任を果たすのは行政側にあり、処分を決定した当局側にあります。それが果たされていなかったことを、果たしてくださいと言ったことが、なぜ問責になるのでしょうか。

この不条理には私はとても納得できるものではありません。何度説明をしても、市長室で私たちが何を要望し、何を話したのか、そのことをどれだけお話しても、皆さんにお伝えしても、そのことを理解する気持ちがない人には全く伝わらない。その現実を今、突きつけられた思いであります。

議会は数によって全てが動いてまいります。事実よりも、法律よりも、時としては数の力によって、それがねじ曲げていかれることがある。そのことを今までも見てきた思いであります。

「二元代表制の根幹を揺るがす危険な、重大な問題である」、「議会制民主主義を冒涇する」というふうに書かれております。要望をしたことが、本当にこういう冒涇になるのでしょうか。

であるならば、その危険性を持っている方は、ほかにもいらっしゃるのではないかとこのように感じております。

私に問われている責任は、ここには具体的には書かれておりません。「議会の品位をおとしめ」で、私がどんな責任を問われるのでしょうか。

問責決議案の中には、こういうことがありました。だから秩序を乱した、品位をおとしめたという感覚でもって、客観性のない、主観的な感覚でもって、問責を出されたというふうにも思っております。

私の思いはとても受け入れがたいということでもあります。処分要求をしたことが、こういう形で返ってくるんだ、この議会を皆さん、よくご理解をいただきたい、その気持ちでいっぱいあります。

以上をもって弁明とさせていただきます。

No.96 ○議長(安井 明議員)

山盛議員の弁明は終わりました。

山盛左千江議員の退室を求めます。

(12番 山盛左千江議員退室)

No.97 ○議長(安井 明議員)

本案は決議案でありますので、質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

早川直彦議員。

No.98 ○11番(早川直彦議員)

問責決議については反対の立場で討論をさせていただきます。

先ほども述べましたが、処分要求の討論の中でですね、私たちが市長に要望したというのは、7日付で監査事務局から書類が返還され、監査事務局長の理由が、もう既に市長が勧告したもので、抗議は市長にしてくださいということで、市長に対して適切な処置をしてほしいと要望したものであって、何回も言いますが、8日までに回答してほしいというものではありません。

また、返還期限の変更についてはですね、「延長が可能であれば合わせてお願いします」というふうに要望したものであります。

この問責決議の中に、『さる平成25年1月8日、市長室において、市長、担当部長、担当課長に対して要望書なるものを提出したうえで、「納得できないと払えない」、「返還期限を延ばして欲しい」旨の発言をしている』とあるんですが、これを見て、私も同席していたんですが、こんなふうに言ってもいないし、なぜこういうふうになるのか。これは私はもう全然信じられない。なぜなんですかね。

また、下のほうには「二元代表制の根幹を揺るがす危険性もある」とか、「秩序を乱す」とか、「議会制民主主義を冒瀆する」、「品位をおとしめる」とか「信頼を傷つける」と、非常に厳しいことが書いてあるんですが、まず、「この納得できないと払えない」、「返還期限を延ばして欲しい」という、こういうふうな発言じゃありませんので、本当にこれは、このようなことがここに書いてあること自体が、もう非常に残念であります。

本当に、このようなことは私に対しても心外でもありますので、これはもう反対の立場で討論いたします。

No.99 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

藤江真理子議員。

No.100 ○6番(藤江真理子議員)

この問責決議に対して反対の立場で討論いたします。

本日、懲罰特別委員会が開催されました。議決としては問題がなかったという結論がなされました。

この問責決議の最初の3行にあります、「市民の代表として自らその職責の重さを深く自覚し、高い倫理観と見識を持って、市政の発展とすべての市民の幸福の実現に私たち市議会議員は努めなければならない」、まさにこの3行は、誰もが肝に銘じておくことでございます。

で、今回、この処分要求を出した山盛議員本人に対して、こうした形での問責の出され方は、とても理解できるものではありません。

本日、初めてこの4階に足を運ばれた、市民の傍聴にこられた方にも、きょうの傍聴された感想をいろいろ聞いております。

今回、このような形で問責決議、このような内容での問責決議を出されるということは、二重の侮辱になりかねません。市民が納得できる説明が、これではできません。

この問責決議案の反対討論といたします。

No.101 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

近藤恵子議員。

No.102 ○5番(近藤恵子議員)

同じく、この問責決議に対して反対の立場で討論いたします。

まず、問責ということでありますけれども、通常ですと、問責というものは、市長なり議会のある責任を持った役職のある者に対して出されるものであって、今回、その責任を問うというところが、どこにあるのかが明確にされておられません。

ここには、確かに「二元代表制の根幹を揺るがす危険性のある、重大な問題」とか、「議会制民主主義を冒瀆する」とかと書いてありますけれども、山盛議員は役職がありませんので、それが議員としてどういうところに責任があるのかということが出されずに、ただ問責だというのは、これは、この問責決議において、一番大事などこの部分がというのが欠如している問責であるので、とても納得のいくものではありません。

そういった意味において、この問責決議、今、山盛議員が壇上で弁明したこと、そして藤江議員、早川議員が発言したことについても、大変賛同するものでありますが、それよりも何よりも、今言いましたけれども、問責が何であるのかが明確にされていない、その根本的なところができていないこの決議については、やはり賛同できないということで、反対の討論といたします。

No.103 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

伊藤 清議員。

No.104 ○16番(伊藤 清議員)

問責決議案に対して賛成の立場で討論をいたします。

大事な予算の審議を控えておりますので、これ以上、懲罰動議どうのこうのということは控

えさせていただきます。

が、しかしながら、この処分要求に対するこの問責決議という発言については、とても看過できないので、本来であるならば懲罰に値するわけでありますが、そうした状況に鑑みて、まあ大人の対応をさせていただきます。

ただ、現実の問題としまして、「1月8日、監査に対して抗議をした」と、今、討論の中でも発言がありましたが、監査の独立性を鑑みたときに、あってはならないことでありますが、しかし、法令の解釈が間違っておるんだなということが、実は先ほど、私の懲罰の関係のときの討論ではっきりしました。

監査結果に対する不服申立ては、監査請求をした人しかできないという発言がありましたね。ですから、山盛議員たちは不服申立てができないんだと、不服申立ては監査請求をした人にしかできないんだ、さあ皆さんどうですか。これ、法令の解釈。

監査請求をした人が監査結果に対して不服がある場合には、行政訴訟しかありません。不服申立てができるのは、監査請求をした側の人間ではありません。

そうしたもともと間違った認識、法令の解釈を、間違った認識で、この本会議場で堂々と発言をされるということは、この1月の8日の日、まあ監査結果を受けて返還命令を受けた私たちは不服申立てができないんだと。不服申立てができるのは、監査請求をした人たちの側だよという認識であったなら、まあやむを得ないかなと。

ただ皆さん、まあ既にご承知かと思いますが、再度申し上げます。

監査結果に対して不服がある場合、不満がある場合、監査請求をした側は、住民訴訟という手法しかございません。

ということも含めまして、監査の独立性に対して、非常にこの独立性を侵害するおそれがある、非常に危険な行為であるということは間違いございません。

また二元代表制、議会というのは市長始め執行機関に対して監視、チェックする、そうした立場である。そこを鑑みたときに、みずからの期限延長という利益を求めるということについては、やはり問題があるであろうと言わざるを得ないというふうに思います。

さらに、今回の1月8日に至るまでの経緯につきまして、そこも含めてお考えをいただきたい。

この疑惑が発覚当初は、何度も申し上げますが、「夜間の移動であったため、乗車駅名が曖昧であった」と、すっかり私も文言を覚えてしまいましたけれども、そう言ってみえたんです。

それが、時の経過とともに言い分が変わってきた。そして、この1月8日に至ったわけがあります。

そこにおいて、先ほど立ち話程度ですが、市長とお話をさせていただきました。市長の職員に対する指示については、今後の百条調査委員会で明らかになるんでしょうが、要望書、どういった要望か中身がわからない中で市長が受け取ってしまったということについては、これはやむを得ないのかなと。

ただ、その要望書の中身を市長がよく見られて、その後、どうされたのか。これは今後の百条調査委員会で明らかになるだろうと思います。

いずれにしても、このことについては、当初の伊賀市への不正請求疑惑、電車で行っていったという虚偽の発言をして、虚偽の申請書を出した。そこから始まっておるわけがあります。議会の品位が著しく傷ついたことは間違いございません。

傍聴者の方はきょう、いろんな感想を持たれたかと思います。

ただし、私たち議員は傍聴者のためだけにあるわけではございません。こういった問責決議、結果について、それを判断するのは全ての市民であろうと思います。

傍聴者の方も当然含まれますが、全ての市民が判断をされることだろうと思います。

この問責決議について賛成、反対、その結果は、私たちそれぞれが判断をして受けければいいというふうに思っております。

いずれにしても、市の業務に対して重大な支障を及ぼしたであろうことは間違いございません。

よって、この責任は厳しく問われるべきであると考え、本問責決議に賛成の立場で討論とさせていただきます。

以上。

No.105 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.106 ○議長(安井 明議員)

以上で討論を終結し採決に入ります。

決議案第3号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.107 ○議長(安井 明議員)

賛成多数であります。よって、決議案第3号は原案のとおり可決されました。

山盛議員の入室を許可します。

(12番 山盛左千江議員入室)

No.108 ○議長(安井 明議員)

ここで、議事の都合により、暫時、休憩といたします。

午後8時6分休憩

午後8時29分再開

No.109 ○議長(安井 明議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

休憩中に議会運営委員会が開かれておりますので、その結果を委員長より報告願います。

毛受明宏議会運営委員長。

No.110 ○議会運営委員長(毛受明宏議員)

議長よりご指名がありましたので、休憩中に開催いたしました議会運営委員会の審査結果についてご報告を申し上げます。

市長より議案第1号の撤回の申し出がありましたので、直ちに本日の日程に追加し、議題とすることといたしました。

提案理由の説明の後、質疑を行い、直ちに討論・採決をすることといたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.111 ○議長(安井 明議員)

ご苦労さまでした。

お諮りいたします。議案第1号 平成25年度豊明市一般会計予算の撤回の件が市長より提出されておりますので、直ちに日程に追加し、議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.112 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第1号 平成25年度豊明市一般会計予算の撤回の件を直ちに日程に追加し、議題といたします。

議案第1号の撤回の理由の説明を求めます。

石川市長。

No.113 ○市長(石川英明君)

それでは、議案第1号の撤回の理由について説明させていただきます。

私の提出した平成25年度一般会計予算につきましては、去る3月8日及び3月11日に開催されました予算特別委員会において、各委員より多数のご提言、ご意見を賜りました。これらのご意見を幹部ともども熟慮する中で、一部組み替えの必要があると認識しました。

このようなことから、議案第1号を撤回することを申し出るものでございます。

議会の皆様におかれましては、ご理解の上、ご同意いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、撤回が議会において議決された後に後日、一部修正した議案を再提出する予定でございますので、議長においてお取り計らいをお願いをいたします。

以上で説明を終わります。

No.114 ○議長(安井 明議員)

説明は終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手を願います。

早川直彦議員。

No.115 ○11番(早川直彦議員)

予算の3月8日と3月11日については、3款の途中までで終わっております。

全てが終わったわけじゃないんですが、それについて1号の撤回に至った理由というのをお聞かせください。

No.116 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.117 ○市長(石川英明君)

この理由につきましては今、述べたとおりでありまして、皆さんの、今現在、3款までしか至っておりませんが、いろんなご意見を、庁舎内で整理をさせていただきました。

それゆえにですね、これは撤回すべきではないかと、そうした考えに至ったということがあります。

以上であります。

No.118 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

早川直彦議員。

No.119 ○11番(早川直彦議員)

予算の編成過程をホームページで上げております。

内容を十分に詰めて最終的な予算にしたものと思うんですが、その辺の整合性がとれな

いのじゃないかと私は思うんですが、その辺を市長はどのようにお考えなのでしょうか、お聞かせください。

No.120 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.121 ○市長(石川英明君)

その整合性というよりも、これはパブリックコメントや議会、市民の皆さんの声の中ですね、ごめんなさい、市民の中で、そうした意見はなかったんですが、まあ提案をさせていただきました。

しかし、最終的には議会のやはり審議の中で、最終結論を求めるわけで、今の段階でもいろんなご提案をいただいたものを熟慮しますと、やはり我々の中にもですね、少し整理をしなくてはならない問題があったということでもあります。

以上であります。

No.122 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

近藤恵子議員。

No.123 ○5番(近藤恵子議員)

まだ3款の途中なんで、こういった結論がすぐ出るということについて、ちょっと確認をしたいんですけども、例えば今後、3款の続き及びその後において、同じように議員からいろいろ審議があった場合は、そのときはどういうふうに判断される考えなんでしょうか。

同じようにまた、撤回ということが起こり得るといふ、この途中で撤回するということは、最後までいかずに。その先の予測がないということで、そういったこの段階への結論に対して、ちょっと説明を願います。

No.124 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.125 ○市長(石川英明君)

まあ今の段階ではですね、そうしたことはちょっと考えておりません、撤回をするということとはですね。

その辺をきちっと整理をして、議会の求めるものを提出をしていきたいというふうに思っております。

以上であります。

No.126 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

近藤恵子議員。

No.127 ○5番(近藤恵子議員)

すみません、今のは、ちょっと私の求める回答とは違うんですけども、今のままで、2日間において、何と言ったんでしたっけ、ごめんなさい、まあ審議の中でいろいろ意見を聞いたから、その途中で今この結論を出すということなんですけれども、今後の先の審議がわからないので、そのときにもしも、またどこかでそういう審議の中でいろいろ意見が出た場合は、そのときはまた撤回という手段をとるのでしょうか。

というのは、この途中でそういう判断をするという基準がわからないので、また今後、同じようなことが起こったときに対して、どういうふうに考えていくのか、その辺をお願いします。

No.128 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.129 ○市長(石川英明君)

まあ今の段階ではですね、その辺がどういう結果になるかということ予測することは非常に難しいんですが、それは最悪はです、そうしたことがあるのかもわかりません。

以上であります。

No.130 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

藤江真理子議員。

No.131 ○6番(藤江真理子議員)

先ほども早川議員が少し言われました、予算の編成過程を豊明市では公開しております。

そういった透明性を打ち出している、PRをされて、私もPRをしているんですけども、今回まだ審議の途中という段階で撤回されて、そういったことを市民の皆さんに対して、どの

ように説明はなされるのでしょうか。

No.132 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.133 ○市長(石川英明君)

どのように説明というのですね、こうした議会の議論や、そうしたもので、我々がどう考えたかということを示唆をすることになるだろうというふうに思っております。

以上であります。

No.134 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.135 ○12番(山盛左千江議員)

今の市長の提案説明を聞いておりますと、議会のいろいろと審議の中でご意見をいただいたという段階において、議会の意思ではなく、議員、予算特別委員会の意思ではなく、市長の意思をもって撤回されるというふうに理解できますが、それで間違いはないでしょうか。

それから、3月8日、3月11日の審議を受けて、意見を受けてということではありますが、本日に至るまでどのような経過をもってきょうに至ったのか、それまでの内部での協議の仕方、どういった意見があったのか、何をどう迷ってここまで来られたのかについて説明を求めます。

まず、その2つを。

No.136 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.137 ○市長(石川英明君)

え一つとですね、最終的には私の意思でということになろうと思います。

もちろん、ここに至るには幹部会の中で何度も少し協議をさせていただきました。我々の中でですね、やはり議員のこの2日間の意見の中で、いろいろ反省すべき点もあろうという判断をいたしました。

それゆえにですね、今回に至ったというふうにご理解をいただきたいと思います。
以上です。

No.138 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませつか。
山盛左千江議員。

No.139 ○12番(山盛左千江議員)

予算をつくってこられる編成過程においても、担当課がその立案をし、時間をかけてこれまで予算編成に当たっていらつしやつた。積み重ねて、この予算書をつくっていらつしやつたんじゃないんですか、何カ月もかけて。

それを3款の途中までという委員会の審議の中で、市長みずからが撤回するという、この恥すべきことを市長はどのように感じているんですか。

まだあります。反省すべき点がある、当然ですよ、しっかり反省していただきたいと思いますが、先ほどの今後の進め方の話によりますと、きょうは撤回だけで、22日、本会議の最終日に案を提出されるということでもあります。

最終日に案を提出されて全部、一般会計から特別会計まで全てを、その1日でどうやって議会は審議をするんですか。そのことについて市長は、なぜこのタイミングで決断をされたのか、全く理解できません。

議会を混乱させるということにつながりはしないんですか。なぜ、ここでしなければいけないのか。

議員からいろいろな意見があれば、議員は反対するなり、修正案を出すなり、組み替え動議を出すなり、そういった手当でもって議会から指摘をいただき、それを受け入れ、執行しないなり、修正するなり、それが本来じゃないんですか。そんな指摘は受けてないんですよ、予算委員会から。なぜ、今この段階でこの結論に至ったんですか。

大変申し上げにくいことですが、誤解のないように聞いていただきたいと思ひます。

3月15日の金曜日、午後1時半ごろ、4階の委員会室、第3委員会室に、市長、副市長、教育長を始め、市の幹部の皆さんが…。

No.140 ○議長(安井 明議員)

山盛議員に申し上げます。
それは質疑ですか。

No.141 ○12番(山盛左千江議員)

すみません、これ、とても関係の…。

はい、質疑です。質疑です。

(関係ないの声あり)

No.142 ○12番(山盛左千江議員)

質疑ですので、関係ないかどうかは言うてから判断してください。

始め幹部の方々が入室してこられました。そこに一部の議員、まあ3名ですが、入っていかれました。

よもや、そこでこの予算の撤回についてお話し合いがされたということはないですね。そのことについても答弁を求めたいと思います。

No.143 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.144 ○市長(石川英明君)

3点、質問をいただきました。それぞれについてお答えをするわけであります。

まず、職員がです、本当に何日もかかってつくり上げてきた予算ということは、私も重々承知をしておるつもりであります。

そして今回、こうして至った経緯もですね、それは幹部の皆さんにもいろいろ協議をさせていただきました。その中で整理をしたということであります。

もちろん、幹部の皆さんにも的確な指摘をいただきました。我々が練り上げてきて、完璧であるというふうにしておったんですが、やはり指摘をいただいた部分も少しは考えなくてはならない、そういった部分を感じてきたということであります。

それからもう一点ですね、金曜日のお話ということですか、それは日程の件について検討したということであります。

以上であります。

No.145 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

(発言する者なし)

No.146 ○議長(安井 明議員)

以上で質疑を終結し討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

早川直彦議員。

No.147 ○11番(早川直彦議員)

第1号の平成25年度一般会計予算の撤回についてですが、反対の立場で討論をさせていただきます。

本来ならですね、第1款から始まって特別会計まで済ませて、反対とか賛成、修正動議なり、附帯決議なり、それが議会としての方法だと思いますが、3款の途中でですね、議会のご意見をいただいて、予算特別委員会の中でいただいて撤回したと。

これは、私には理解できないというのか、その辺が全然わかりません。どんなものが変わるかというのも、きょうはわからないですので、本当にこれはもう非常に残念と言うしかありません。

そういう見解から私は反対させていただきます。

No.148 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.149 ○12番(山盛左千江議員)

私も反対の立場で討論いたします。

提案された予算書については、中身を見させていただきました。確かに、問題がある部分がないとは申し上げません。予算委員会の中で私もそれなりに指摘はさせていただきました。しかし、この予算書を全部撤回するほどのことだったとは思いません。

今後、予算は予算でありますので、それを執行されていく中で、るる検討され、その執行に当たって、それなりに調整していける範囲内のことであつたらうというふうに考えております。

今後、どのようなものが変更されてくるのかわかりませんが、今までの審議の中で争点になった部分といえば、保育料の軽減とか事業仕分けとか、あと何でしたか、地域担当職員ですか、そういった部分であつたというふうに私は記憶しておりますけれども、そのことについては市長マニフェストで自分のカラーを出してやっていこうという部分であります。

この大事な部分、もしそうだったとすればですけども、その大事な部分をこのように撤回されていかれるということについては、本当に残念としか言いようがありませんし、市民の信頼を裏切るような部分につながるんじゃないかと、こういう議案であればですが、というふうに考えております。

時間をかけて築いてきた、職員と一緒につくってきたとおっしゃるのであれば、最後まで議会の判断を仰ぎ、その結果でもって執行をどうするかを判断されるのが筋でありまして、

この段階において撤回されるということは、市長としてはとるべき姿勢ではなかった、そのように言わせていただきます。

残念ながら、本会議の日程が 22 日と差し迫った中で、きっと悩み苦しみ、苦しい選択であつたらうというふうには思います。

もし、最終日に否決されたならば、今後の予算執行に大きな影響が出てまいります。

暫定予算ということになるならば、市民サービスに大きな影響が出てまいります。そのことを深く考え、大きく受けとめ、この決断に至られたのだらうと私は想像しております。

このことについては十分な説明がありませんでしたので、あくまでも私がそのように理解するだけでありますけれども、その市長の苦渋の選択、苦渋の選択でありますけれども、市長としてはそこを選ぶべきではなかった、選んでほしくなかった、その私の気持ちをここで伝えたいと思います。

以上です。

No.150 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.151 ○議長(安井 明議員)

以上で討論を終結し採決に入ります。

議案第1号 平成 25 年度豊明市一般会計予算の撤回の件については、これを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.152 ○議長(安井 明議員)

賛成多数であります。よって、議案第1号 平成 25 年度豊明市一般会計予算の撤回の件については承認することに決しました。

以上で本日の日程は…。

(議長の声あり)

No.153 ○議長(安井 明議員)

前山美恵子議員。

No.154 ○19番(前山美恵子議員)

前の前の懲罰特別委員会の中で、近藤恵子議員の討論の中 で、
—————が発言としてされました。

このような発言については、きょうの議題とは直接関係しない発言であると思われるので、議長において会議録を精査をしていただきたいと思います。

(議長の声あり)

No.155 ○議長(安井 明議員)

一色美智子議員。

No.156 ○9番(一色美智子議員)

前山議員と私も同じ意見でありますので、会議録の精査をお願いいたします。

No.157 ○議長(安井 明議員)

後刻、会議録を精査しますので、よろしく願いをいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回は3月22日午前10時より本会議を再開し、委員長報告・同質疑・討論・採決を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後8時49分散会

